

まえがき

過去問を掲載！

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、2000年～2022年度の本試験問題を掲載しています（2000年、2006年の試験制度変更により出題されなくなった問題、論点が重なる問題等は掲載していません）。

学習カリキュラムに沿って問題を編集！

過去問を5肢択一式のまま掲載すると、問題に後で学習する論点が含まれており、学習していない論点も解かなければならない場合があります。

本書は、問題をカリキュラムに沿って選択肢ごとに編集しているので、効率よく学習することができます。

他資格試験の問題・オリジナル問題を掲載！

行政書士試験は、試験制度が2000年、2006年に大きく変わっています。出題傾向や問題の難しさも変わっているので、過去問だけでは最新の試験傾向に対応できません。また、行政書士試験は、出題数が少ない科目があるため、過去問だけではトレーニングが不足してしまいます。

本書は、他資格試験の問題やオリジナル問題を掲載して最新の試験傾向に対応するとともに、問題数不足を補っています。

Subject. 1 | 本書の表記

01 問題の種類・重要度が一目でわかる！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

▶ 行政書士過去問題マーク

行政書士試験の過去問題を意味します。数字は出題年です。

2006 …… 2006 年度出題の行政書士過去問を意味します。

▶ 他資格問題マーク

他資格試験の問題を意味します。

司試 …… 司法試験の問題を意味します。

旧司 …… 旧司法試験の問題を意味します。

司書 …… 司法書士試験の問題を意味します。

宅建 …… 宅地建物取引士試験の問題を意味します。

会計 …… 公認会計士試験の問題を意味します。

国公 …… 各種国家公務員試験の問題を意味します。

▶ オリジナル問題マーク

OR …… オリジナル問題を意味します。

02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

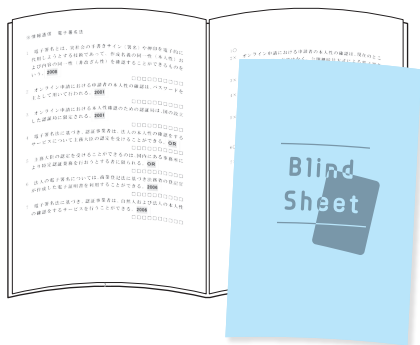
7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

□の欄に、正誤の判断と理由付けができれば「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例：☒☒☒☒☒☒☐☐☐☐

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

03 ブラインドシートで繰り返し解く！



一肢ごとに問題を解くときも、目をそのまま右に移せばすぐに正解・解説がわかるので、時間の無駄なく学習を進められます。また、正解が見えてしまうのが気になる方は、巻末のブラインドシート（切り取ってご使用ください）で正解を隠して問題を解くことができます。

STEP

1

問題のポイントをつかむ

問題と解説をざっと読んで何がポイントとなるのかをつかみましょう。

STEP

2

理由づけを意識して問題を解く

選択肢1つごとに

「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか」という理由付けができるようにしてください。

STEP

3

繰り返し解く

記憶は繰り返すことで定着します。合格するためには繰り返し解く(回転させる)ことが重要です。

最低7回転、できれば**10回転**を目標にしてください。そのため、問題には書き込みをせずに繰り返し解けるようにしておきましょう。

主要参考文献

内田貴『民法Ⅰ〔第4版 2008年〕・Ⅱ〔第3版 2011年〕・Ⅲ〔第3版 2005年〕・Ⅳ〔補訂版 2004年〕』（東京大学出版会）

近江幸治『民法講義Ⅰ〔2012年〕・Ⅱ〔第6版 2008年〕・Ⅲ〔第3版 2006年〕・Ⅳ〔第2版補訂 2007年〕・Ⅴ〔第3版補訂 2009年〕・Ⅵ〔第2版 2007年〕』（成文堂）

大村敦志『基本民法Ⅰ〔第3版 2007年〕・Ⅱ〔第2版 2005年〕・Ⅲ〔第3版 2005年〕』（有斐閣）

川井健『民法概論①〔第4版 2008年〕・②〔第2版 2005年〕・③〔第2版補訂版 2009年〕・④〔補訂版 2010年〕・⑤〔2007年〕』（有斐閣）

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ－総則〔第3版補訂〕』（2007年 有斐閣）

淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ－物権〔第3版補訂〕』（2010年 有斐閣）

野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田眞三郎『民法Ⅲ－債権総論〔第3版補訂〕』（2012年 有斐閣）

藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ－債権各論〔第3版補訂〕』（2009年 有斐閣）

佐藤義彦・伊藤昌司・右近健男『民法Ⅴ－親族・相続〔第4版〕』（2012年 有斐閣）

潮見佳男『入門民法（全）〔第2版〕』（2019年 有斐閣）

四宮和夫・能見善久『法律学講座双書 民法総則〔第7版〕』（2005年 弘文堂）

佐久間毅・石田剛・山下純司・原田昌和『リーガルクエスト 民法Ⅰ 総則』（2010年 有斐閣）

佐久間毅『民法の基礎1－総則〔第3版〕』（2008年 有斐閣）

佐久間毅『民法の基礎2－物権』（2006年 有斐閣）

安永正昭『講義 物権・担保物権法』（2009年 有斐閣）

道垣内弘人『現代民法Ⅲ 担保物権法〔第3版〕』（2008年 有斐閣）

潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第3版〕』（2007年 信山社）

潮見佳男・北居功・高須順一・赫高規・中込一洋・松岡久和『Before/After 民法改正』（2019年 弘文堂）

中田裕康『債権総論〔第3版〕』（2013年 岩波書店）

二宮周平『新法学ライブラリ9 家族法〔第3版〕』（2009年 新世社）

岡口基一『要件事実マニュアル 第1巻 総論・民法1〔第3版〕』（2010年 ぎょうせい）

岡口基一『要件事実マニュアル 第2巻 民法2〔第3版〕』（2010年 ぎょうせい）

岡口基一『要件事実マニュアル 第5巻 家事事件・人事訴訟・DV〔第4版〕』（2013年 ぎょうせい）

遠藤浩・良永和隆編『基本法コンメンタール 民法総則〔第6版〕』（2012年 日本評論社）

遠藤浩・鎌田薫編『基本法コンメンタール 物権〔第5版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）

遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権総論〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）

遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権各論Ⅰ 契約〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）

遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権各論Ⅱ 事務管理・不当利得・不法行為 製造物責任法〔第4版新条文対照補訂版〕』（2005年 日本評論社）

島津一郎・松川正毅編『基本法コンメンタール 親族〔第4版〕』（2001年 日本評論社）

島津一郎・松川正毅編『基本法コンメンタール 相続〔第4版〕』（2002年 日本評論社）

潮見佳男・道垣内弘人・窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト 民法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕』（2018年 有斐閣）

水野紀子・大村敦志・窪田充見編『別冊ジュリスト 家族法判例百選〔第7版〕』（2008年 有斐閣）

久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『別冊ジュリスト 家族法判例百選〔第6版〕』（2002年 有斐閣）

『ジュリスト4月臨時増刊 重要判例解説』（1991～2013年 有斐閣）

大村敦志・道垣内弘人編『民法（債権法）改正のポイント』（2017年 有斐閣）

野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田眞三郎・野澤正充『民法Ⅲ－債権総論〔第4版〕』（2018年 有斐閣Sシリーズ）

藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ－債権各論〔第4版〕』（2019年 有斐閣Sシリーズ）

潮見佳男『ブラクティス民法 債権総論〔第5版〕』（2018年 信山社）

四宮和夫・能見善久『法律学講座双書 民法総則〔第9版〕』（2018年 弘文堂）

後藤卷則『契約法講義〔第4版〕』（2017年 弘文堂）

中田裕康『契約法』（2017年 有斐閣）

潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（2017年 金融財政事情研究会）

平野裕之『債権各論Ⅰ 契約法』（2018年 日本評論社）

筒井建夫・村松秀樹編『一問一答 民法（債権関係）改正』（2018年 商事法務）

堂蘭幹一郎・野口宣大編『一問一答 新しい相続法』（2019年 商事法務）

潮見佳男『詳細相続法』（2018年 弘文堂）

出典：法務省ウェブサイト 「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」を加工して作成

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

- 1 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。2012

□□□□□□□□□□

- 1× 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるが（民法721条）、胎児中は権利能力を認めず、胎児が生きて生まれた場合に、その事実（不法行為）の生じた時までさかのぼって、権利能力を取得するとされているので（停止条件説）、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることはできない（大判昭和7.10.6参照）。

- 1 後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできないが、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。

2012

□□□□□□□□□□

- 1○ 後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできない（民法7条、9条参照）。しかし、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することはできる（民法3条の2）。

- 1 負担のない贈与をする旨の申込みを受けた未成年者が法定代理人の同意を得ないでした承諾は、取り消すことができない。

司試2009

□□□□□□□□□□

- 2 営業を許された未成年者がした法律行為は、その営業に関しないものであっても、取り消すことができない。司試2022

□□□□□□□□□□

- 3 未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないときに限り、開始する。2018

□□□□□□□□□□

- 4 未成年後見人は自然人でなければならず、家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することはできない。2018

□□□□□□□□□□

- 5 未成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、さらに別の未成年後見人を選任することができる。2011

□□□□□□□□□□

- 6 配偶者のある者が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くに至ったときは、当該配偶者が成年後見人になるのが原則である。OR

□□□□□□□□□□

- 7 AがBに対してA所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした。Aが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合、Aは当然に成年被後見人であるから、制限行為能力者であることを理由として当該意思表示に基づく譲渡契約を取り消すことができる。2010

□□□□□□□□□□

- 1〇 「単に権利を得、又は義務を免れる法律行為」は、未成年者であっても、単独で有効に行うことができ、法定代理人の同意は不要である。よって、本肢の場合、負担のない贈与をする旨の申込みを承諾することは、「単に権利を得る法律行為」にあたるので、取り消すことができない（民法5条1項）。
- 2× 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民法6条1項）。営業を許された未成年者がした法律行為であっても、その営業に関しないものであれば、取り消すことができる。
- 3× 未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始する（民法838条一号）。よって、未成年後見は、親権を行う者が管理権を有しないときにも開始され、親権を行う者がいない場合に限定されない。
- 4× 法人を未成年後見人に選任することもできる（民法840条3項）。
- 5〇 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる（民法840条2項）。
- 6× 夫婦の一方が後見開始の審判を受けた場合であっても、必ずしも配偶者が成年後見人として選任されるものではない。よって、本肢の場合、当該配偶者が成年後見人になるのが原則であるとはいえない。
- 7× 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、「後見開始の審判を受けた者」は、成年被後見人となる。よって、本肢の場合、Aは当然に成年被後見人であるとはいえず、制限行為能力者であることを理由としてA所有の動産を譲渡する旨の意思表示に基づく譲渡契約を取り消すことはできない（民法7～9条）。

8 成年後見は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者について、家庭裁判所の審判によって開始する。2018

□□□□□□□□□□

9 制限行為能力者が成年被後見人であり、相手方が成年被後見人に日用品を売却した場合であっても、成年被後見人は制限行為能力を理由として自己の行為を取り消すことができる。2006

□□□□□□□□□□

10 成年被後見人が日常生活に関する行為以外の法律行為を行った場合、あらかじめ当該法律行為について成年後見人の同意を得ていたときでも、成年被後見人は、当該法律行為を取り消すことができる。司試2006

□□□□□□□□□□

11 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者については、家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、保佐開始の審判をすることができる。OR

□□□□□□□□□□

12 本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするためには、本人の同意が必要である。2005

□□□□□□□□□□

13 被保佐人が、保佐人の同意を得ずに、貸付金の弁済を受けた行為は、取り消すことができる。司試2008

□□□□□□□□□□

14 AがBに対してA所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした。Aが、被保佐人であり、当該意思表示に基づく譲渡契約の締結につき保佐人の同意を得ていない場合、Aおよび保佐人は常に譲渡契約を取り消すことができる。2010

□□□□□□□□□□

- 8× 成年後見は、精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況にある」者について、家庭裁判所の後見開始の審判によって開始する（民法7条）。精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者は、保佐開始の審判の対象となる（民法11条）。
- 9× 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない（民法9条）。
- 10○ 成年被後見人が行った法律行為は、成年後見人の同意を得ていたとしても、原則として取り消すことができる（民法9条）。
- 11× 保佐開始の審判をすることができるのは、精神上の障害により事理を弁識する能力が「著しく」不十分である者についてである（民法11条）。
- 12× 本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をする場合であっても、本人の同意は不要である。なお、本人以外の者の請求により「補助開始の審判」をするには、本人の同意がなければならない（民法15条2項）。
- 13○ 被保佐人が「元本を領収し、又は利用すること」をするには、その保佐人の同意を得なければならず（民法13条1項一号）、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（民法13条4項）。よって、本肢の場合、貸付金の弁済を受けた行為は、「元本を領収すること」にあたるので、貸付金の弁済を受けた行為は、取り消すことができる。
- 14× 被保佐人が「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をする」には、その保佐人の同意を得なければならず（民法13条1項三号）、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる（民法13条4項）。よって、本肢の場合、動産の譲渡は、常に「重要な財産に関する権利の得喪」にあたるものではないので、被保佐人Aおよび保佐人は、常に譲渡契約を取り消すことができるとはいえない。

15 被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為は、法に定められている行為に限られ、家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求があったときでも、被保佐人が法に定められている行為以外の行為をする場合にその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。2015

□□□□□□□□□□

16 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。司書2003

□□□□□□□□□□

17 家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければならない。2015

□□□□□□□□□□

18 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、本人、配偶者、4親等内の親族は、補助開始の審判を請求することはできるが、後見人や保佐人は、これをするとはできない。2005

□□□□□□□□□□

19 家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。2015

□□□□□□□□□□

- 15× 家庭裁判所は、11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が13条1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（民法13条2項）。
- 16× 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることはできない。つまり、保佐人の同意を要する行為を削減することはできない。なお、保佐人の同意を要する行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて、追加することができる（民法13条2項）。
- 17○ 家庭裁判所は、一定の者の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。しかし、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければならない（民法876条の4第1項、第2項）。
- 18× 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、「後見人」、後見監督人、「保佐人」、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる（民法15条1項）。
- 19○ 家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができる。しかし、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない（民法15条1項、2項）。

- 20 Aは、甲建物と乙建物を所有し、乙建物に居住している。Aに対して補助開始の審判がされ、Bが補助人に選任され、Bに不動産処分の代理権を付与する審判がされた場合、Aが乙建物を売却したときは、Bは、売却行為を取り消すことができる。

旧司2002

□□□□□□□□□□

- 21 後見や保佐の場合と異なり、補助の場合には、本人が常に他人の援助を必要とする状態にあるとはいえないから、補助人に対し、特定の法律行為についての同意権若しくは代理権の一方又は双方が必ず付与されているわけではない。**旧司2003**

□□□□□□□□□□

- 22 補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、さらに補助人を選任することができる。

2005

□□□□□□□□□□

- 23 補助人の同意を要する旨の審判により、民法が保佐人の同意を要するものとして定めていない行為について、補助人の同意を得なければならないものとすることができる。**OR**

□□□□□□□□□□

- 24 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人または被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始または補助開始の審判を取り消す必要はないが、保佐開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。**2015**

□□□□□□□□□□

- 20× 補助開始の審判自体は、行為能力を制限するものではない。よって、本肢の場合、補助人Bは代理権付与の審判をされたのみで、被補助人Aは、なんら行為能力を制限されていないので、乙建物を単独で有効に売却することができる。そのため、補助人Bは、売却行為を取り消すことができない（民法15条、17条4項、120条1項）。
- 21× 補助開始の審判は単独で行うことができず、同意権付与の審判・代理権付与の審判の一方又は双方と同時にされる（民法15条3項）。つまり、①「補助開始の審判＋同意権付与の審判」、②「補助開始の審判＋代理権付与の審判」、③「補助開始の審判＋同意権付与の審判＋代理権付与の審判」のいずれかとなる。よって、補助人に対しては、特定の法律行為についての同意権若しくは代理権の一方又は双方が必ず付与されていることになる。
- 22○ 補助人を複数選任することも認められている（民法876条の7第2項、843条3項）。
- 23× 補助人の同意を要する行為は、13条1項所定の行為（被保佐人について民法上保佐人の同意を要するものとされている行為の一部に限られ（民法17条1項）、民法が保佐人の同意を要するものとして定めていない行為についてその同意を得なければならないものとする）はできない（民法17条1項）。
- 24× 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（民法19条1項）。